

**「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について
(第2次答申案)」等に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について**

I. 概要

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会で取りまとめました「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について(第2次答申案)」等につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成23年10月3日(月)～平成23年11月1日(火)
- ・告知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

II. 意見の提出状況

○意見提出者数：32団体・個人

| | 意見提出者数(団体・個人) |
|-------------|---------------|
| 事業者団体 | 9 |
| 民間事業者 | 16 |
| 地方自治体 | 2 |
| 市民団体・その他の団体 | 0 |
| 個人 | 5 |
| 合計 | 32 |

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。
 ※水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要に対する意見を含む。

○意見の内訳(事務局で整理した意見数：141件)

1. 答申案本文(別添1) 50件
 - (1)「はじめに」について 1件
 - (2)「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について」
 について 31件
 - (3)「今後の課題」について 18件
2. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(別紙) 71件
 - (1)構造に関する基準について 23件
 - ①床面及び周囲 14件
 - ②配管等 2件
 - ③地下貯蔵施設(貯蔵施設に関する意見を含む) 4件
 - ④同等以上の措置 3件
 - (2)点検に関する基準について 18件
 - ①点検方法 11件
 - ②点検頻度 5件
 - ③点検記録、その他 2件
 - (3)他法令との関係について 22件
 - (4)対象地区・対象物質について 8件
3. その他の意見 13件
 - (1)審議・検討の方法について 8件
 - (2)その他 5件
 (参考)水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要 7件

Ⅲ. お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方（案）
別紙のとおり。